

答申第24号

答 申

1 審査会の結論

平成25年6月4日付けで異議申立人が津市及び津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関である津図書館が平成25年6月17日付けで行った公文書部分開示決定及び同じく実施機関である広報課、都市政策課環境政策課、生涯学習課、危機管理課及び福祉政策課が平成25年6月18日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成25年6月4日付けで「平成24年度附属機関議事録全部のわかる文書と委員の氏名、干支、年令のわかる文書」について、本件開示請求を行った。

(2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関はそれぞれ次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 広報課

津市ケーブルテレビ放送番組審議会委員

イ 都市政策課

(ア) 津市都市計画審議会委員名簿

(イ) 津市都市デザイン委員会委員名簿

(ウ) 津市景観づくり懇談会委員名簿

ウ 環境政策課

津市環境審議会委員名簿

エ 生涯学習課

津市社会教育委員名簿

オ 危機管理課

(ア) 津市国民保護協議会委員名簿

(イ) 津市防災会議委員名簿

カ 福祉政策課

津市民生委員推薦会委員名簿

キ 津図書館

津市図書館協議会委員名簿

(3) 津図書館は平成25年6月17日付け、広報課、都市政策課、環境政策課、生涯学習課、危機管理課及び福祉政策課はそれぞれ平成25年6月18日付けで、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 広報課

a 開示しない部分

委員の干支、郵便番号、住所、電話番号、生年月日、年齢及び性別

b 開示しない理由

干支は文書不存在、その他は条例第7条第2号に該当するため

(イ) 都市政策課

a 開示しない部分

委員の干支、年齢、生年月日及び性別

b 開示しない理由

干支、年齢は文書不存在、その他は条例第7条第2号に該当するため

(ウ) 環境政策課

a 開示しない部分

委員の干支、年齢及び性別

b 開示しない理由

干支、年齢は文書不存在、性別は条例第7条第2号に該当するため

(エ) 生涯学習課

a 開示しない部分

委員の干支、年齢及び性別

b 開示しない理由

干支、年齢は文書不存在、性別は条例第7条第2号に該当するため

(オ) 危機管理課

a 開示しない部分

委員の干支、生年月日、年齢及び性別

b 開示しない理由

干支は文書不存在、その他は条例第7条第2号に該当するため

(カ) 福祉政策課

a 開示しない部分

委員の干支、年齢、住所及び性別

b 開示しない理由

干支、年齢は文書不存在、その他は条例第7条第2号に該当するため

(キ) 津図書館

a 開示しない部分

委員の干支、年齢、住所及び性別

b 開示しない理由

干支、年齢は文書不存在、その他は条例第7条第2号に該当するため

(4) 異議申立人は、平成25年7月25日付け及び同年8月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

委員の性別、年齢を開示しないのは条例第7条第2号に該当するとしているが、開示しない部分である委員の性別及び年齢を開示しても、個人の権利利益を害するおそれはなく、違法不当である。

4 実施機関の不開示理由説明

委員の性別及び年齢については、条例第7条第2号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるため、当該部分を開示しなかった。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち開示しないとした「委員の性別及び年齢」の部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号の該当性について検討する。

なお、本件異議申立てについては、同一内容の開示請求について複数の実

施機関が行った同一の趣旨の処分に対するものであり、また、異議申立ての主たる理由についても、同一の趣旨のものであることから、審査会の判断については、実施機関毎ではなく、総括的に申し述べる。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報を、いわゆる個人情報として不開示とするものである。

ア 性別について

異議申立人が請求した本件公文書に対し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分を見ると、まず「委員の性別」であるが、当該部分について、実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取から、本件公文書に記載されている情報は、各実施機関が所掌する附属機関の委員に係るものであることが確認できる。また、原則公開で開催される会議にあって、その会議や会議録において公開している氏名等以外の部分である性別、生年月日等については、個人情報であり、これらの情報を開示した場合、特定の個人が識別される又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとのことであった。

本件において争点となっている性別は、個人に関する情報、いわゆる個人情報ではあるものの、本件に関して言えば、性別のみを見れば、氏名等は明らかになっていることから、それを開示したところで、必ずしも特定の個人を識別する情報であるとは言い難い。

しかしながら、個人情報の保護の目的は、個人の正当な利益であり、その中核となる部分はプライバシーであるとも考えられ、性別については、個人情報であって、必ずしもそれだけでは特定の個人を識別することができないが、一般的には秘匿することが望ましいプライバシー情報であると考えられる。

したがって、性別については、条例第7条第2号に該当すると考えら

れる。

イ 年齢について

年齢についても、性別と同様に秘匿することが望ましいプライバシー情報であると考えられ、条例第7条第2号に該当すると考えられる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 9月 3日 9月10日 9月12日 9月17日 9月18日 9月19日 9月20日	諮問書の受付（各実施機関）
平成25年12月18日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成26年 1月29日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行